

I 行政改革の基本的な考え方

I 行政改革の必要性

(1) 地方公共団体を取り巻く環境の変化

わが国の行財政を取り巻く環境は、国・地方を合わせ長期借入金残高が700兆円を超え、危機的な状況にあること、また、直面する超高齢社会¹に加えて、少子化により国の人口が減少することが予想され、財政需要は増加する反面、経済成長の鈍化に伴い歳入の確固たる基盤が徐々に崩れていく傾向にあります。

これらの社会経済状況に対応するため、国は構造改革を行う手始めに、平成11年に地方分権一括法²を制定し、平成16年から、国と地方の役割分担を見直し、地方の実情に応じた事業が自主的・自立的にできるよう、地方への関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、いわゆる「三位一体の改革」³を進めています。

一方、真の地方分権型社会の実現のためには、国・地方の組織・制度のあり方や行政と国民の関係等を抜本的に見直し、それぞれが新たなシステムを構築することが必要であることから、政府では平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、また、各地方公共団体が積極的な行政改革の推進に努めるように、地方公共団体が更なる行政改革を進めるための指針も示されています。

(2) 本市の現状と課題

本市は、平成15年の政令指定都市への移行に伴い、大都市特例の活用による新たな財源や権限を活かすことにより、広域的な視点による行財政運営が可能となりました。

また、歳出削減への積極的な取り組みや、他の都市と比べて安定した市税収入を確保することなどにより、堅実な財政運営を行ってきました。

しかしながら、現行の行財政制度を基本とした、本市の一般会計の中期財政収支見通し（平成18年度～平成22年度を試算）によると、少子・高齢化等の社会保障関係費や公債費等の義務的な経費の更なる増大、社会資本整備等の集中による普通建設事業費の増大などにより、平成18年度以降、毎年度財源が不足し、平成22年度までの5年間の財源不足額は845億円に達することが見込まれ、本市の大きな課題となります。（「中期財政収支見通し」については、IV「より安定的な財

1—超高齢社会：総人口に占める65歳以上の方の割合（高齢化率）が21%を超えること。

2—地方分権一括法：国と地方公共団体の関係を対等協力の関係として、機関委任事務の廃止、国の関与等の見直し、事務移譲などを内容としている。国の関与は法に定められた範囲でしかできなくなった。

3—三位一体の改革：国が進める地方分権の一環として、国庫補助負担金の廃止・縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税制度の見直しの3つの改革を一体的に行うこと。

政へ向けて」33ページを参照)

以上のような点から、今後の本市の行財政運営に当たっては、これまでの歳入・歳出構造を見直す必要があり、自主財源⁴の確保・拡充を図るとともに、すべての事業について、これまでの既成の枠を取り外し、ゼロベースからの見直し⁵を行うなど、行政サービスのあり方を改めて検証する必要があります。

2 改革の目標と視点

(1) 改革の目標

市民が住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりのために、進めるべき施策やそのための財源不足などの課題に対応しなければなりません。また、限られた行政経営資源⁶（ヒト、モノ、カネ、情報）を最大限に活用するとともに、市民と行政とが協働して、市民満足度の高い行政サービスを提供し、市民から信頼される揺るぎない行財政運営を実現する必要があります。

本プランは、単に行政内部の効率化やスリム化などの改革にとどまらず、市民との協働や公共サービス⁷のあり方などについて、もう一度見直すことを改革の対象とします。

このことから、以下の4つの推進目標を設定し、改革に取り組みます。

推進目標Ⅰ——市民との協働

市民と行政が情報を共有し、ともに考え話し合うことで、お互いに果たすべき役割を確認し、市民と行政とが対等なパートナーとして、ともにまちづくりを担う協働型社会の実現を目指します。

推進目標Ⅱ——公共サービスの多元的な提供

これまで、行政が中心となって担ってきた公共サービスの提供を、市民団体やNPO⁸、企業など様々な主体が提供できる仕組みを作り、費用対効果や効率性の観点から全ての事務事業の実施主体を見直し、公共サービスを多元的に提供することを目指します。

4—自主財源：市が自主的に収入することのできる地方税、使用料、手数料などで、国からの補助金などに頼らない自主自立的な行政運営に欠かせない収入。

5—ゼロベースからの見直し：既存事業を実施することを前提とせず、ゼロ(なにもない状態)から出発してすべての事業を見直すこと。

6—行政経営資源：より効率的な行政運営を行う上で、必要不可欠となるヒト(職員)、モノ(施設などの資産)、カネ(予算)、情報などのこと。

7—公共サービス：個人レベルでは解決できないことや非効率になることを国や地方公共団体を含めて、社会全体で補うサービスといい、このうち行政が実施主体となって行うものを行政サービスという。近年では、介護や子育てなど私的活動であったものも公共サービスの対象となり、その守備範囲は広がっている。

8—NPO: Non-Profit Organizationの略。民間非営利団体。自発的に公益的な活動を行う民間団体をいう。

推進目標Ⅲ——行政のスリム化

より効率的で効果的な行財政運営を行うためには、事務事業の見直しを進め、「民間にできることは民間に」まかせ、職員数を削減するなど、よりスリムで質の高い行政サービスを提供できる体制を目指します。

推進目標Ⅳ——健全財政の維持

行政をスリム化させ、コストの縮減を図るとともに、負担の公平性の観点から行政サービスの受益と負担の関係を検証するなど、安定的な財源を確保し、健全財政の維持を目指します。

(2) 改革の視点

推進目標を達成するために、次の視点をもって改革に取り組みます。

① 既成の概念にとらわれない点検を行う。

「今までやっていたこと」を続けることを前提とせず、「事業の必要性」をあらためて検証し、市民が何を必要としているかを前提に、限られた行政経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）をいかに有効に活用できるかを念頭に置いて改革にあたります。

② 公共サービスのあり方を再検証する。

行政で行っているサービスのうち、民間でできること、NPOや地域コミュニティ、ボランティアでできることは何か、市民が自ら解決することが望ましいことはないかを改めて検証し、改革にあたります。

③ 市民の視点に立って改革を実行する。

市民の貴い税金を預かって市政を運営していることから、常にコスト意識を持ち、無駄のない効率的な行財政運営を目指して、徹底したスリム化を図り、効果的な施策を行うための改革を実行します。

さらに、改革を推し進めるにあたっては、「都市経営戦略会議」⁹において、重要施策の意思決定の迅速化を図り、縦割り行政の弊害の排除を進め、経営の視点に立った総合的かつ戦略的な取り組みを行います。

9——都市経営戦略会議：多種多様な地域課題に迅速かつ的確に対応し、経営感覚とスピード感のある市政運営を行うために設置した会議。

(3) 改革の取組み

— 改革プログラム —

- ① 市民との協働によるまちづくり
- ② 民間活力の導入
- ③ 分権型社会に対応した行政体制の確立
- ④ IT等を活用した行政サービスの推進
- ⑤ 健全な財政運営の確保

3 プランの進め方

(1) 取組みの期間

取組みの期間を平成18年度から平成22年度までとします。

(2) 推進体制と進行管理

市長を本部長とする「さいたま市行政改革推進本部」のもとで、職員一人ひとりが改革の視点に立ち、全組織をあげて行政改革を確実に推進します。

また、市民に改革の成果を具体的に公表していきます。さらに、情勢の変化に適宜対応し、毎年度進行管理を行うとともに、見直しを行います。

行政改革推進プランの全体像

〈改革の目標〉

推進目標Ⅰ
「市民との協働」

推進目標Ⅲ
「行政のスリム化」

推進目標Ⅱ
「公共サービスの多元的な提供」

推進目標Ⅳ
「健全財政の維持」

〈改革の視点〉

既成の概念にとらわれない点検を行う

公共サービスのあり方を再検証する

市民の視点に立って改革を実行する

〈改革プログラム〉

- 1 市民との協働によるまちづくり
- 2 民間活力の導入
- 3 分権型社会に対応した行政体制の確立
- 4 IT等を活用した行政サービスの推進
- 5 健全な財政運営の確保